

<第5条関係>

審 査 基 準 表
(地域資源ブランド協働推進業務委託)

審査項目	審査内容	配点
1 基本事項		
全体的な要件	地域資源ブランド（綾ユネスコエコパーク（綾町）、世界農業遺産（高千穂郷・椎葉山地域））について理解した上での企画となっているか	20
	類似業務の履行実績があり、豊富な経験を有しているか	10
2 企画内容		
企画内容	〔大学生等との協働による児童生徒向け現地学習会〕 小中学生と大学生等の協働によって、地域資源ブランド（綾ユネスコエコパーク（綾町）、世界農業遺産（高千穂郷・椎葉山地域））に対する理解をより深めることができる内容になっているか。	15
	〔企業社員向けブランドモニターツアー〕 企業と地域資源ブランド協議会等とのつながりの創出に資する内容になっているか	15
事業実施	・地域資源をうまく活用したプログラム構成となっているか ・計画的な業務スケジュールが組まれているか	15
その他	その他企画内容が優れ、特に評価すべき内容があるか（地域資源ブランドの付加価値を高める内容など）	10
3 業務管理体制		
実施体制	責任者や役割分担が具体的に示され、要請に応じて即時の対応が出来る体制が整っているか	5
4 見積価格		
経済性	経費の積算が企画内容に対し、妥当なものとなっているか。	5
	(1－提案金額/予算額) × 配点 ※小数点第3位以下切り捨て	5
小 計		100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の1人でも60点未満となった参加者は、受託候補者として決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である240点以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準(5段階)】

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る
- 1 標準より劣る提案